

摂津市建設工事等最低制限価格設定要領

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、本市における建設工事等の競争入札における最低制限価格の設定について、発注者の恣意性の排除及び透明性の向上並びに最低制限価格設定の統一性を図ることを目的に、その基準を定める。

(対象)

第2条 入札に付する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託とする。ただし、市長が最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、これを設定しないものとする。

(建設工事の最低制限価格の設定方法)

第3条 建設工事の最低制限価格の算出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 土木一式工事及び建築一式工事の最低制限価格(税抜き)は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等それぞれの額(税抜き)に次の算出係数を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額(以下この号において「積算額」という。)とする。ただし、この方法により算出された積算額が、予定価格(税抜き)に92%を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額(以下この号において「上限額」という。)を超える場合にあつては上限額を、予定価格(税抜き)に75%を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額(以下この号において「下限額」という。)に満たない場合にあつては下限額を、それぞれ最低制限価格(税抜き)とする。

- ア 直接工事費 97%
- イ 共通仮設費 90%
- ウ 現場管理費 90%
- エ 一般管理費等 68%

(2) その他工事(土木一式工事及び建築一式工事を除く全ての業種の建設工事)の最低制限価格(税抜き)は、予定価格(税込)に85%を乗じて得た額に、100/110を乗じて得た額(小数点以下切り上げ)とする。

(測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格の設定方法)

第4条 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る委託の最低制限価格(税抜き)は、予定価格(税込)に60%を乗じて得た額に、100/110を乗じて得た額(小数点以下切り上げ)とする。

(最低制限価格(税込)の設定方法)

第5条 最低制限価格(税込)の設定方法は、前2条で設定した最低制限価格(税抜き)に110/100を乗じて得た額(小数点以下切り捨て)とする。

附 則

(実施期日)

第1条 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

第1条 この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

第1条 この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

第1条 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 この要領による改正後の撰津市建設工事等最低制限価格設定要領の規定は、令和5年4月1日以後に行われる制限付一般競争入札の告示、事後審査型制限付一般競争入札の告示及び指名競争入札の指名(以下この項において「告示」という。)に係る最低制限価格の設定について適用し、同日前行われた告示等に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。